お知らせ



口座の譲渡・売買は犯罪です

SNS 等での違法な口座買取の勧誘にご注意ください。 口座を売却すること自体が違法行為です。 また、売却目的で口座を開設した場合詐欺罪に問われます。

- ① 正当な理由なく、通帳・キャッシュカードや、インターネットバンキングのログイン ID・パスワードなどを譲り渡したり、譲り受ける行為は、犯罪収益移転防止法違反となり、一年以下の懲役または 100 万円以下の罰金となります。
- ② 他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為は、詐欺罪となり、10年以下の懲役となります。

この様な犯罪を犯した場合、逮捕・懲役・罰金の法的処分を受けるのみならず、お客さまの口座情報はリスト化され、永年にわたり日本国内での銀行取引ができ無くなる等、将来のお客さまの生活に大きな支障をきたすことになります。 口座の不正な開設・譲渡・利用に対して当行として厳格な対応をします。

本件に係るお問い合わせがある場合は、当行コールセンターまでご連絡ください ますようお願いいたします。

今後も SBJ 銀行をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

・SBJ 銀行 コールセンター: フリーダイヤル 0120-015-017 (営業時間:平日 9 時~18 時 ※土日・祝日・年末年始を除く)